

平成31年度 苫小牧市空家等解体補助制度について

1. 制度内容

目的

空家等の除却を促進し、土地の有効活用を図り、もって市民の居住環境の向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

対象者

- ① 空家等の所有者等。
(所有者が複数いる場合は、その全員から同意を得ていること。)
- ② 補助対象者に一定の所得制限を設ける予定。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有しない者。

空家等要件

- ① 市内に存在すること。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- ③ 違法建築物ではないこと。
- ④ 個人が所有する建物で、居住されていたもの。
- ⑤ 所有権以外の権利がないこと。

工事要件

- ① 空家等の全てを除却し、所在地を更地にすること。
- ② 苫小牧市内に本店、支店又は営業所等を有する、解体事業者等に請け負わせるものであること。

補助金額

未定

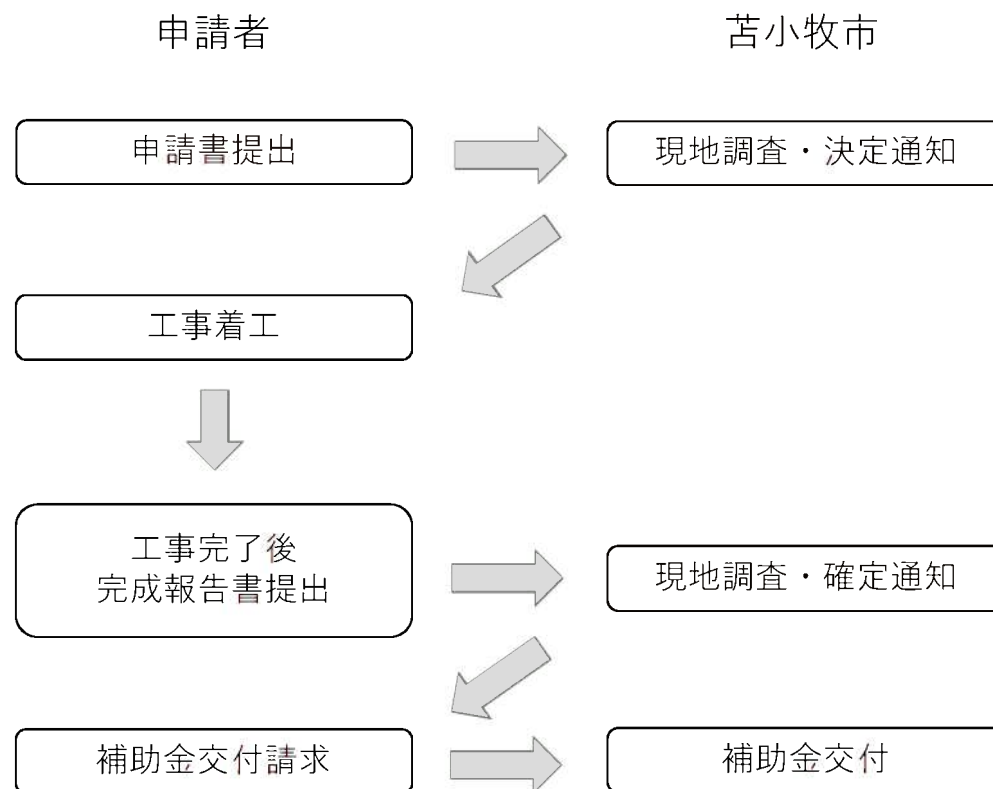
補助件数

年間数件予定。

その他

制度詳細が決まり次第、広報とまこまいに掲載予定。

2. 補助金交付までの流れ



特定空家等対応フロー



1 特定空家等の認定

(1) 現地調査

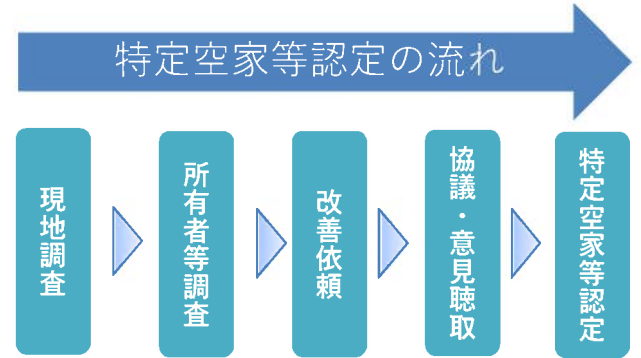
空家等の現地調査を行い、苫小牧市特定空家等の判断基準に基づき、判定を行う。
判定は建物に対するランク判定で「**ランクA～D**」の区分に分ける他、建物を含む敷地内の判定を行い、「**空家等**」、「**特定空家等候補**」、「**特に特定空家等に近い**」の区分に分ける。

(2) 協議

調査の結果、「**ランクD**」かつ「**特に特定空家等に近い**」と判定され、所有者等の対応が見られず、特に状態が悪い空家等は、**空き家対策連絡会議**及び**苫小牧市空家等対策委員会**で協議を行い、意見を聴取する。

(3) 認定

協議による意見聴取の上で、特定空家等に認められると判断した場合、**特定空家等と認定する。**



2 特定空家等への対応

①所有者等状況確認

所有者等が確知できる場合

- ①本人または親族の協力に対応可
- ②経済的に困窮している

③権利関係が複雑になっている

④相続人が多数存在し、問題が長期化

②資産・費用調査

資産価値調査

- ①地価公示
- ②地価調査
- ③不動産業者と連携

処分費用調査

- ①解体費用
- ②登記費用
- ③司法書士費用
- ④税金
- ⑤特別控除の検討
- ⑥抵当権
- ⑦質権 etc...

※関係会議の開催

空家等対策委員会・
空き家対策連絡会議

- ① 協議・意見聴取
- ② 報告

③対応方法の検討

補助金の活用

法務専門家との連携

- ①遺産分割協議
- ②所有権登記

財産管理人の選任申立

- ①相続財産管理人
- ②不在者財産管理人
- ③精算人

行政代執行

(所有者等が確知できる)

法第14条各号の実施

- ①助言又は指導
- ②勧告
- ③命令

略式代執行

(所有者等が確知できない)

問題の解決へ